

三次市教育委員会告示第 号

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月26日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 教育委員会は、市内のおおむね18歳以下の子ども（以下「子ども」という。）を対象としたスポーツ・文化の振興及び育成を図るため、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 子どもを対象とした市内のスポーツ・文化団体又は子どもの健全な育成を目的として、スポーツ・文化活動に自主的に取り組む団体
- (2) 団体の前年度繰越金の総額が20万円未満の団体

2 前項の規定にかかわらず、市から他の補助金の交付を受けている団体又は営利を目的とする団体は補助対象としないものとする。

(補助対象活動)

第3条 補助金交付の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 団体運営（子どもを対象にした市内のスポーツ・文化団体に限る。）
- (2) 指導者育成
- (3) 大会等開催
- (4) 合宿等実施

（補助対象経費，補助率及び補助金額）

第4条 補助金交付の対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

2 補助率及び補助金額は別表第2のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会へ提出するものとする。

- (1) 所要額調書（様式第2号）（合宿等実施の場合は除く。）
- (2) 前年度収支決算書
- (3) 年間活動計画書（様式第3号）（団体運営の場合）
- (4) 講習会等の実施要領等の写し（指導者育成の場合）
- (5) 大会等の実施要領等の写し（大会等開催の場合）
- (6) 合宿等実施計画書（様式第4号）（合宿等実施の場合）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 教育委員会は、前条の三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金額を決定し、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付決定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 申請者は、補助対象経費の支払が完了した後、速やかに三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出するものとする。

- (1) 精算額調書（様式第7号）（合宿等実施の場合は除く。）
- (2) 第4条第1項に規定する経費を支出したことを証する書類の写し
- (3) 購入した備品の写真（団体運営・大会等開催の場合）
- (4) 講習会等の資料の写し（指導者育成の場合）
- (5) 大会等の実施状況の写真（大会等開催の場合）
- (6) 合宿等実施報告書兼精算額調書（様式第8号）（合宿等実施の場合）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
（交付の確定及び通知）

第8条 教育委員会は、前条の報告について適当と認めるときは、補助金の額を確定し、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第9条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付請求書（様式第10号）による申請者の請求に基づき行うものとする。

（帳簿等の保存期間）

第10条 申請者は、この補助事業に係る関係書類及び帳簿等を、当該補助事業完了後5年が経過した日の属する年度の末日まで保管し、教育委員会が求めるときには、これを提示するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象活動	補助対象経費	備 考
(1) 団体運営	需用費 団体に共有して消費する消耗品、医薬品等 備品購入費 団体に共有して使用するもの 借上料 遠征に必要なバス等の借上料等 その他 大会参加費、登録料、保険料、会場使用料等	個人からの購入、借上については対象としない。
(2) 指導者育成	報償費 市内で開催する指導者講習会での講師謝礼 旅費 市外で開催される講習会等の参加旅費 役務費 免許等の交付・更新手続きに必要な手数料等 負担金 講習会等に参加する場合の参加費・資料代等 その他	申請団体等の指導者育成に必要な経費に限る。
(3) 大会等開催	報償費 大会等の審判、講師等に対する謝礼 需用費 大会等の開催、運営に必要な消耗品等 備品購入費 トロフィー、盾、優勝旗等 使用料 会場使用料等 その他	市内で行われる大会等の経費に限る。
(4) 合宿等実施	宿泊料 室料、寝具使用料 その他	市内の施設を利用する場合に限る。

※すべての補助対象活動について、飲食に係る経費は対象経費としない。

別表第2（第4条第2項関係）

補助対象活動	補助率及び補助金額	備 考
(1) 団体運営	対象経費に2分の1を乗じた額以内 (上限額10万円)	
(2) 指導者育成	対象経費に2分の1を乗じた額以内 (上限額3万円)	
(3) 大会等開催	対象経費に2分の1を乗じた額以内 (上限額10万円)	
(4) 合宿等実施	1人1泊につき, 子ども500円 指 導者1, 500円 (指導者は1団体3 人まで)	

様式第1号（第5条関係）

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付申請書

年 月 日

三次市教育長 様

(〒)

住 所

団体名

代表者

印

(電話番号)

年度三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（団体運営・指導者育成・大会等開催・合宿等実施）の交付を受けたいので、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額調書（様式第2号）（合宿等実施の場合は除く。）
- (2) 前年度収支決算書
- (3) 年間活動計画書（団体運営の場合）（様式第3号）
- (4) 講習会等の実施要領等の写し（指導者育成の場合）
- (5) 大会等の実施要領等の写し（大会等開催の場合）
- (6) 合宿等実施計画書（様式第4号）（合宿等実施の場合）

様式第2号（第5条関係）

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金所要額調書

（団体運営） 団体等の名称（ ）

費目	支払内容	支払予定額
需用費		円
備品購入費		円
借上料		円
その他		円
計		円
交付申請額		円

（指導者育成） 団体等の名称（ ）

費目	支払内容	支払予定額
報償費		円
旅費		円
役務費		円
負担金		円
その他		円
計		円
交付申請額		円

（大会等開催） 団体等の名称（ ）

費目	支払内容	支払予定額
報償費		円
需用費		円
備品購入費		円
使用料		円
その他		円
計		円
交付申請額		円

様式第3号（第5条関係）

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業年間活動計画書

団体等の名称（ ）

年月	場所	活動内容
		(練習等)
		(活動等)
		(その他)

様式第4号（第5条関係）

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金合宿等実施計画書

団体等の名称（ ）

合宿予定日	利用予定施設	合宿内容	参加者
	宿泊予定施設		
			小中学生（ ）人泊 指導者（ ）人泊
			小中学生（ ）人泊 指導者（ ）人泊
			小中学生（ ）人泊 指導者（ ）人泊
計			小中学生（ ）人泊 指導者（ ）人泊
交付申請額			円

三次教文指令第 号
年 月 日

様

三次市教育長 印

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（団体運営
・指導者育成・大会等開催・合宿等実施）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（団体運営・指導者育成・大会等開催・合宿等実施）については、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり交付を決定したので通知します。

- | | | |
|---------|---|---|
| 1 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 交付条件 | 三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付要綱に基づき適正な手続を行うこと。 | |
| 3 その他 | 本補助金に関する交付団体名及び交付金額は、市ホームページ等で公表を行う。 | |

様式第6号（第7条関係）

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金実績報告書

年 月 日

三次市教育長 様

(〒)

住 所

団体名

代表者

印

(電話番号)

年 月 日付け三次教文指令第 号で三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金（団体運営・指導者育成・大会等開催・合宿等実施）の交付決定を受けた事業が完了したので、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金精算額 金 円
- 3 添付書類

- (1) 精算額調書（様式第7号）（合宿等実施の場合は除く。）
- (2) 第4条第1項に規定する経費を支出したことを証する書類の写し
- (3) 購入した備品の写真（団体運営・大会等開催の場合）
- (4) 講習会等の資料の写し（指導者育成の場合）
- (5) 大会等の実施状況の写真（大会等開催の場合）
- (6) 合宿等実施報告書兼精算額調書（様式第8号）（合宿等実施の場合）

様式第7号（第7条関係）

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金精算額調書

（団体運営） 団体等の名称（ ）

費目	支払内容	支払額
需用費		円
備品購入費		円
借上料		円
その他		円
計		円
補助金精算額		円

（指導者育成） 団体等の名称（ ）

費目	支払内容	支払額
報償費		円
旅費		円
役務費		円
負担金		円
その他		円
計		円
補助金精算額		円

（大会等開催） 団体等の名称（ ）

費目	支払内容	支払額
報償費		円
需用費		円
備品購入費		円
使用料		円
その他		円
計		円
補助金精算額		円

様式第 8 号（第 7 条関係）

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金合宿実
施報告兼補助金精算額調書

団体等の名称（ ）

合宿月日	利用施設	合宿内容	参加者
	宿泊施設		
			小中学生（ ）人泊 指導者（ ）人泊
			小中学生（ ）人泊 指導者（ ）人泊
			小中学生（ ）人泊 指導者（ ）人泊
計			小中学生（ ）人泊 指導者（ ）人泊
補助金精算額			円

様式第9号（第8条関係）

三次教文指令第 号
年 月 日

_____ 様

三次市教育長 印

三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金については、三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり交付を確定したので通知します。

- | | | |
|---------|--------------------------------------|---|
| 1 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 その他 | 本補助金に関する交付団体名及び交付金額は、市ホームページ等で公表を行う。 | |

様式第10号（第9条関係）

請 求 書

平成 年 月 日

三次市教育長 様

住 所

団体名

代表者

印

次の補助金について、交付確定通知書を受領したのので、交付要綱の規定に基づき下記の金額を請求します。

- 三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業（団体運営）
- 三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業（指導員育成）
- 三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業（大会等開催）
- 三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業（合宿等実施）

請求金額 ¥

振込先

振込先 (金融機関名)	銀行 金庫・組合			支店
預金種目	普通預金 当座預金	口座番号		
口座名義人	(ふりがな)			